

## 公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター 確認検査業務規程

### 第 1 章 総則

#### (適用範囲)

第 1 条 この確認検査業務規程（以下「規程」という。）は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「センター」という。）が、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 77 条の 18 から第 77 条の 21 までの規定に定める指定確認検査機関として行う確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定に関する業務（以下「確認検査の業務」という。）の実施について、法第 77 条の 27 の規定に基づき必要な事項を定める。

#### (用語の定義)

第 2 条 この規程において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助員 確認検査の補助的な業務を行う職員をいう。
- (2) 確認検査員等 確認検査員及び補助員をいう。
- (3) 役員 建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 136 条の 2 の 14 第 1 項第 2 号に規定する役員をいう。
- (4) 親族 配偶者並びに一親等の血族及び姻族をいう。
- (5) 親会社等 法第 77 条の 19 第 10 号に規定する親会社等をいう。
- (6) 特定支配関係 令第 136 条の 2 の 14 に規定する特定支配関係をいう。
- (7) 制限業種 次に掲げる業種（建築主事が建築確認を行うこととなる国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に係るもの並びに建築主事を置かない市町村の建築物に係る工事監理業を除く。）をいう。
  - イ 設計・工事監理業（工事請負契約事務、工事の指導監督、手続の代理等の業務及びコンサルタント業務を含む。ただし、建築物に関する調査、鑑定業務は除く。）
  - ロ 建設業（しゅんせつ工事業、造園工事業、さく井工事業等建築物又はその敷地に係るものではない業務を除く。）
  - ハ 不動産業（土地・建物売買業、不動産代理・仲介業、不動産賃貸業及び不動産管理業を含む。）
  - ニ 昇降機の製造、供給及び流通業

### 第 2 章 確認検査の業務の公正かつ適確な実施を確保するための方針及び体制

#### 第 1 節 方針・運営及び権限と責任

##### (確認検査の業務実施の基本方針)

第 3 条 センターは、法、法に基づく命令及び条例、法第 18 条の 3 に基づく確認審査等に関する指針（平成 19 年国土交通省告示第 835 号。以下「指針」という。）、これらに関わる技術的助言、その他関係法令並びにこの規程の要件に従うとともに、公共の

福祉の増進に資する確認検査の業務の使命に鑑み、確認検査の業務を公正かつ適確に実施するものとする。

- 2 理事長は、毎年度、確認検査の業務が公正かつ適確に行われるようにするため、目標の設定及び見直しのための枠組み、これらをセンター内で共有する方法等について方針（以下「確認検査業務実施方針」という。）として定め、職員に周知する。

#### （確認検査業務管理体制の運営、責任と権限）

第4条 理事長は、確認検査の業務の指定区分及び業務区域並びに業務量見込みに応じて、この規程に従って業務が公正かつ適確に行われるために必要な体制を構築するとともに、その実行のために必要な規則（以下「確認検査業務管理規則」という。）を定め、職員（非常勤職員を含む。）に周知し、実施させる。

- 2 確認検査業務管理規則には、少なくとも次の各号に掲げる事項について、その実施に必要な事項を定める。

- (1) 確認検査業務管理体制の見直し
- (2) 苦情等事務処理
- (3) 内部監査
- (4) 不適格案件管理
- (5) 再発防止措置
- (6) 秘密の保持

- 3 理事長は、センターが行う確認検査の業務の品質保証を担当する役員として、確認検査業務管理責任者を任命する。

- 4 確認検査の業務の実施に係る最高責任者は理事長とし、確認検査業務管理責任者が確認検査の業務に係る管理の責任と権限をもつ。

#### （確認検査業務管理体制の見直し）

第5条 理事長は、センターの確認検査業務管理体制が引続き適切、妥当で、かつ効果的であることを確実にするために、年1回、次事業年度の開始前までに、定期的に確認検査業務管理体制の見直しを行う。また、センター及びセンターの業務をとりまく環境の変化、社会的要請の変化、内部監査の結果、外部からの要求等により必要と判断した場合には、随時、確認検査業務管理体制の見直しを行う。

- 2 確認検査の業務が公正かつ適確に行われることを確実にするために、確認検査業務管理体制を継続的に改善する。

#### （確認検査の業務の組織体制）

第6条 理事長は、確認検査の業務が公正かつ適確に行なわれることを確実にするため、申請建物の規模や用途、確認検査の業務に従事する職員の構成に応じた確認検査の組織体制を構築する。

- 2 確認検査の業務は、他の業務（判定及び建築物の検査等に関する業務を除く。）と独立した部署で行う。

- 3 確認検査員は、制限業種に従事し、又は制限業種を営む法人に所属してはならない。
- 4 確認検査の業務に従事する職員は、その職務の執行に当たって厳正、かつ公正を旨とし、不正の行為のないようにしなければならない。
- 5 確認検査業務管理責任者は、確認検査の業務に従事する職員が、前項を満たして業務

を行うことを確実にするための措置を講ずるものとする。

## 第2節 確認検査の業務の手順

### (確認検査の業務の方法)

第7条 確認検査の業務が、この規程に従って常に公正かつ適確に行われることを確実にするため、理事長は、確認検査の具体的な手順その他確認検査の業務の実施に必要な全ての事項を含む確認検査業務実施マニュアル（以下「マニュアル」という。）を定め、これに従い確認検査員等に確認検査の業務を実施させる。

2 マニュアルには、建築基準関係規定への適合の確認、検査の具体的な方法及びこれが行なわれたことがその全過程を通じて追跡、確認できる方法を定める。

3 理事長は、マニュアルを最新の状態に維持し、確認検査員等がいつでも利用できるよう徹底する。

### (建築基準関係規定の改正等に伴う措置)

第7条の2 確認検査業務管理責任者は、建築基準関係規定の改正、国土交通大臣等及び特定行政庁等からの指示・連絡等に係る文書（都市計画の決定及び変更の通知を含む。）を収集・保存するとともに、職員に周知・徹底するものとする。

### (判断するための根拠資料及び対応方法)

第7条の3 確認検査員は、建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断するため、次の各号に掲げるものを根拠資料とし、これに基づき審査するものとする。

(1) 前条の文書

(2) 建築基準関係規定の解釈等について特定行政庁が公表している情報又は発行している資料

(3) 都市計画に関する状況等（道路種別を含む。以下同じ。）について地方公共団体が公表している情報又は発行している資料

2 確認検査員は、前項の根拠資料では建築基準関係規定の解釈、都市計画に関する状況等を明確に判断できない場合は、次の各号に掲げる対応方法により審査するものとする。

(1) 建築基準関係規定の解釈等についての法第77条の3第1項の特定行政庁への照会

(2) 都市計画に関する状況等についての地方公共団体への照会

## 第3節 確認検査の業務に関する書類の管理

### (図書及び書類の持出しに係る報告)

第8条 役員及び職員は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「指定機関省令」という。）第29条第1項に規定する図書及び書類（複写したものを含む。）を執務室等の外に持ち出そうとするときは、これらの図書及び書類の管理者に、持ち出す目的及び持ち出す先を報告するとともに、持ち帰ったときはその旨を管理者に報告するものとする。

### (確認検査の業務に関する書類の管理に係る別の定め)

第8条の2 理事長は、確認検査の業務に関する書類（確認検査の業務の実施の過程で行われた建築主等との打合せ等に関する書類を含む。第8条の4及び第8条の6において「記録」という。）の管理（保存、閲覧、廃棄等の方法を含む。）について別に定める。

#### **（確認検査の業務に関する書類の保存期間）**

第8条の3 法第77条の29第2項に規定する書類（指定機関省令第29条第2項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスクを含む。）は、当該建築物又は工作物に係る法第6条第1項又は法第6条の2第1項の規定による確認済証（計画の変更に係るものを除く。）の交付の日から15年間保存する。

#### **（総括記録管理者の設置）**

第8条の4 センターに、記録等（帳簿及び記録をいう。次条において同じ。）の管理の総括責任者として、総括記録管理者1名を置く。

2 総括記録管理者は、理事長をもって充てる。

#### **（記録管理者の設置）**

第8条の5 総括記録管理者は、記録等の管理の実施責任者として、記録管理者を指名する。

2 記録管理者は、確認検査の業務を行う事務所に1名を置く。

#### **（記録管理簿の調製）**

第8条の6 総括記録管理者は、記録を適切に保存するため、記録管理簿を調製し、記録管理者に記載させる。

2 記録管理簿には、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

(1) 保存場所

(2) 保存期間の満了する日

### **第4節 要員及び服務**

#### **（確認検査員の選任）**

第9条 理事長は、確認検査の業務を実施させるため、制限業種に従事する者（制限業種を営む法人に所属する者（過去2年間に所属していた者を含む。以下同じ。）を含む。以下同じ。）以外の者から常時雇用職員である確認検査員を3名以上選任し、うち3名以上を専任とする。

2 前項の確認検査員の数は、前年度の確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の実績に応じ、指定機関省令第16条の規定により必要とされる人数以上となるように毎年度見直しを行う。

3 前2項の規定にかかわらず、理事長は、確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定の申請件数の増加が見込まれる場合にあっては、速やかに、新たな確認検査員（非常勤の確認検査員を含む。）を雇用する等の適切な措置を講ずる。

#### **（確認検査員の解任）**

第10条 理事長は、確認検査員が次の各号いずれかに該当する場合は、その確認検査員を解任する。

(1) 法第77条の20第5号の規定に適合しなくなったとき。

(2) 法第77条の62の規定により国土交通大臣の建築基準適合判定資格者登録の消除があったとき。

(3) 前号のほか、職務上の業務違反その他確認検査員としてふさわしくない行為があったとき。

(4) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

#### (確認検査員の配置)

第11条 確認検査の業務に従事する職員を、第9条の確認検査員を含めて3名以上配置する。

2 理事長は、第9条第3項の規定に基づく措置を行った場合には、見込まれる業務量を適正に処理できるよう、確認検査の業務に従事する職員の配置を見直す。

#### (確認検査員等の身分証の携帯)

第12条 確認検査員等が、建築物、建築物の敷地若しくは建築工事場等に立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

2 前項の身分証の様式は、別記第19号様式による。

### 第3章 確認検査の業務の実施方法等

#### 第1節 一般

#### (確認検査の業務を行う時間及び休日)

第13条 確認検査の業務を行う時間は、休日を除き、午前9時00分から午後5時00分までとする。

2 前項の休日は、次の各号に掲げる日のおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

3 第1項の確認検査の業務を行う時間及び前項の休日の規定については、緊急を要する場合又は事前にセンターと建築主との間において確認検査の業務を行うための日時の調整が整った場合は、これらの規定によらないことができる。

#### (事務所の所在地及びその業務区域)

第14条 事務所の所在地は兵庫県神戸市中央区小野柄通七丁目1番1号とし、その業務区域は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、姫路市（旧安富町区域及び旧家島町区域を除く。）、西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、相生市、たつの市、赤穂市、朝来市、淡路市、洲本市、南あわじ市（沼島地区を除く。）、猪名川町、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、福崎町及び太子町とする。ただし、別表1の確認検査の業務対象建築物のうち、住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく設計住宅性能評価申請又は独立行政法人住宅金融支援機構法の規定に基づく住宅金融支援機構の融資を受けるための適合証明書の交付申請と、確認、検査等を同時に申請する住宅又は併用住宅を対象とする場合は、兵庫県の全域とする。

#### (業務の範囲)

第15条 確認検査の業務を行う範囲は、別表1に示す「確認検査の業務対象建築物」に係る確認、中間検査、完了検査及び仮使用認定とする。

2 前項の規定にかかわらず、センターは、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、第3号から第7号までに掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、その確認検査の業務を行わない。

(1) 理事長又は確認検査業務管理責任者

- (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
  - (3) 第1号に掲げる者の親族
  - (4) 前号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
  - (5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。以下同じ。）又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等
  - (6) センターが特定支配関係（令第136条の2の14第1項第3号に該当する関係を除く。）を有する者
  - (7) センターの役職員が社長の地位を占める企業、団体等（過去2年間に社長の地位を占めていた企業、団体等を含む。）
- 3 前項の場合に該当するかどうかの確認は、確認検査業務管理責任者が同項各号に掲げる者の一覧を作成し、職員が申請書類等と照合する方法により行う。
- 4 確認の業務の範囲（法第6条の3第1項ただし書の規定による審査を行うか否かを含む。）については、ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

#### （確認検査の業務の処理期間）

第16条 センターは、申請建物の規模や用途に応じた標準的な確認検査の業務の処理期間を定め、提示する。

### 第2節 確認

#### （確認の申請、受付、引受及び契約）

第17条 建築主は、確認申請書（別記第1号様式）又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第1条の3（これらの規定を第3条の3第1項又は第8条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認申請書に次の各号に掲げる書類を添えて確認の申請を行うものとする。

(1) 次の通知書の写し（該当する場合に限る。）

イ 施行規則第10条の4に規定する許可関係規定による特定行政庁の許可通知書 2通

ロ 施行規則第10条の4の2に規定する認定関係規定並びに法第86条第1項又は第2項及び法第86条の2第1項の規定による特定行政庁の認定通知書 2通

ハ 法第86条の5第2項の規定による特定行政庁の認定取消通知書 2通

(2) 法の規定に基づく条例の規定による地方公共団体の長の許可書及び認定書の写し（該当する場合に限る。） 2通

(3) 地方公共団体が道路・敷地に関し証明書等を発行している場合は当該証明書等 1通

(4) 当該建築計画に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧

2 センターは、前項の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査し、建築主に確認申請書・仮使用認定申請書預り証（確認手数料等振込通知書）（別記第20号様式）を交付し、提出された申請書類を預かる。

(1) 申請のあった建築物が第15条に示す確認検査業務の範囲の建築物であること。

- (2) 設計者が当該計画の設計資格を有し、かつ建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に違反していないこと。
  - (3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。
  - (4) 申請に係る計画の内容に明らかな瑕疵がないこと。
  - (5) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。
- 3 前項の場合において、確認申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、確認申請関係図書を建築主に返却する。
- 4 センターは、提出された図書に不備がないことが確認できた場合、確認申請を引き受け、建築主に確認引受証（別記第3号様式）を交付する。このとき、建築主とセンターは別に定める「確認検査業務約款」（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとす。
- 5 建築主が、正当な理由なく、確認引受証に定める確認手数料を業務約款第3条に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは前項の引受けを取り消すことができる。
- 6 センターは、前5項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に確認を実施することが困難なときは、確認業務を引き受けない。

#### （業務約款に盛り込むべき事項）

第18条 業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの確認業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る計画に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨を業務約款第1条第5項に規定
- (2) 建築主は、申請に係る計画に関しセンターがなした建築基準関係規定への適合性の疑義等に対し、追加検討書の提出その他の必要な措置をとらなければならない旨を業務約款第1条第7項に規定
- (3) センターは、センターの責めに帰することができない事由により、業務期日までに確認済証を交付できない場合には、建築主に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる旨を業務約款第2条第2項に規定

#### （確認の実施）

第19条 センターは、確認申請を引き受けたときは、申請に係る計画が建築基準関係規定に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、次の第1号から第4号までに掲げる者が建築主である建築物、次の各号に掲げる者が設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物その他確認検査の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがある者が関与する建築物について、確認の業務を行わない。

- (1) 当該確認検査員等
- (2) 前号に掲げる者が所属する企業、団体等（過去2年間に所属していた企業、団体等を含む。）
- (3) 当該確認検査員等の親族
- (4) 前号に掲げる者が役員である企業、団体等（過去2年間に役員であった企業、団体

等を含む。)

(5) 第1号又は第3号に掲げる者が総株主又は総出資者の議決権の百分の五以上を有している企業、団体等

3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、確認申請関係図書をもって、第1項の審査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求めることとする。

4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査等の補助的な業務のみを行い、確認を行わない。

#### (消防長等の同意等)

第20条 センターは、法第93条第1項の規定に基づき、消防長等の同意を求める場合には、別記第5様式に、建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。

2 センターは、法第93条第4項の規定に基づき、消防長等に対して通知を行う場合には、確認申請の引受け後、遅滞なく別記第6号様式に、施行規則別記第3号様式による建築計画概要書を添えて行う。

3 前2項の規定によらない場合には、センターは事前に消防長等と協議し、合意を得られた方法にて行う。

#### (保健所通知)

第21条 センターは、法第93条第5項の規定に基づき、保健所長に通知を行う場合には、確認申請の引受け後、遅滞なく別記第7号様式により行う。

#### (確認済証の交付等)

第22条 センターは、第19条の審査の結果、申請に係る計画が、建築基準関係規定に適合することを確認したときにあつては確認済証（施行規則別記第15号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあつては適合しない旨の通知書（別記第21号様式）を、建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないときにあつては適合するかどうかを決定することができない旨の通知書（別記第22号様式）を、建築主に対してそれぞれ交付する。

2 前項に規定する確認済証又は適合しない旨の通知書の交付は、確認申請関係図書のうち確認に要したものの1部を添えて行う。

#### (建設予定地の市町への報告)

第23条 建築主事を置かない建設予定地の市町に対しては、確認済証交付通知書（別記第8号様式）により通知する。

#### (確認の申請の取下げ)

第24条 建築主は、建築主の都合により確認済証の交付前に確認の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した申請取下げ届出書（別記第4号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、前項の届出があつたときは、審査を中止し、提出された確認申請関係図書を建築主に返却する。

#### (確認を受けた計画の変更の申請)

第25条 確認済証の交付後に、当該確認を受けた建築物の計画が変更（施行規則第3条の2に規定する軽微な変更を除く。）され、センターに当該計画の変更の確認の申請がなされた場合の確認の業務の実施方法は、第17条から前条までの規定を準用する。



#### (確認の記録)

第26条 確認検査員等は、申請のあった建築物の計画の建築基準関係規定ごとの適否、確認業務の実施に当たり行った指示、指摘及びこれらに対する建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録する。

#### (建築主等の選定、変更、工事取りやめ届)

第27条 建築主は、第22条又は第25条の規定によりセンターから確認済証の交付を受けた後に、当該確認申請関係図書に記載された建築主、代理者、工事監理者又は工事施工者を選定又は変更された場合は、建築主住所等変更届（別記第11号様式）を、速やかにセンターに届け出るものとする。

2 建築主は、規則第3条の2の規定による計画変更に係る確認を要しない軽微な変更を行う場合は、軽微な変更説明書（別記第25号様式）により、センターに届け出るものとする。

3 建築主は、第22条又は第25条の規定によりセンターから確認済証の交付を受けた建築物の建築工事を取りやめた場合は、建築工事取りやめ届（別記第12号様式）を、速やかにセンターに届け出るものとする。

4 センターは、第1項又は前項の届を受理した場合は、その写しを添えて、特定行政庁に報告するものとする。

### 第3節 中間検査

#### (中間検査申請の引受及び契約)

第28条 建築主は、中間検査申請書（別記第14号様式）又は施行規則第4条の8の規定による中間検査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて中間検査の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る工事中の建築物の計画に係る確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合にあつては当該確認。第34条（完了検査の申請）において同じ。）に要した図書

(2) 当該工事中の建築物が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

(3) 当該工事中の建築物に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧

2 当該工事中の建築物の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主は、前項第1号に規定する図書の提出を要しない。

3 当該工事中の建築物の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する図書の提出を要しない。

4 センターは、第1項の申請があつたときは、次の各号に掲げる事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 申請のあった工事中の建築物がセンターの指定区分に合致する建築物であること。

(2) 工事監理者が当該工事中の建築物の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。

5 センターは、前項の規定において、中間検査申請関係図書に不備を認めるときは補正

を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、中間検査申請関係図書を建築主に返却する。

6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主に中間検査引受証（別記第30号様式）を交付する。この場合、建築主とセンターは業務約款に基づき契約を締結したものとする。

7 建築主が、正当な理由なく、確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に定める中間検査手数料を業務約款第3条に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは第4項の引受けを取り消すことができる。

8 センターは、前7項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に中間検査を実施することが困難なときは、中間検査の業務を引き受けない。

#### （業務約款に盛り込むべき事項）

第29条 業務約款には、第18条に規定するもののほか、少なくとも次の各号に掲げる事項を盛り込むこととする。

(1) 建築主は、センターが中間検査業務を行う際に、当該申請に係る建築物、建築物の敷地又は工事場に立入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨を業務約款第1条第6項に規定

(2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの中間検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る工事中の建築物に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨を業務約款第1条第5項に規定

#### （中間検査の実施）

第30条 センターは、中間検査を引き受けたときは、検査の対象となる工事が終了した日から3日以内のあらかじめ定めた中間検査予定日（センター又は建築主の都合により、中間検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、申請に係る工事中の建築物が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員等は、第19条第2項各号に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、中間検査の業務を行わない。

3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明等を求める。

4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、中間検査を行わない。

#### （中間検査の結果）

第31条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、特定工程に係る工事中の建築物が、建築基準関係規定に適合することを認めたとときにあっては中間検査合格証（施行規則別記第31号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたとときにあっては中間検査合格証を交付できない旨の通知書（別記第15号様式）をそれぞれ交付する。

2 前項に規定する中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付は、第28条第1項に規定する書類のうち提出があったもの1部を添えて行う。

#### (中間検査の申請の取下げ)

第32条 建築主は、建築主の都合により、中間検査合格証又は中間検査合格証を交付できない旨の通知書の交付前に中間検査の申請を取り下げるときは、その旨及び理由を記載した申請取下げ届出書（別記第4号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、前項の届出があったときは、中間検査を中止し、提出された中間検査申請関係図書を建築主に返却する。

3 センターは、第1項に規定する中間検査申請の取下げなどの理由によって、当該検査の引受契約が解除になった場合は、当該計画に係る建築物の建設予定地を所管する建築主事に、検査引受取消通知書（別記第16号様式）によりその旨通知する。

#### (中間検査の記録)

第33条 確認検査員等は、当該工事中の建築物の中間検査における建築基準関係規定ごとの適否、中間検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

### 第4節 完了検査

#### (完了検査申請の引受及び契約)

第34条 建築主は、完了検査申請書（別記第17号様式）又は施行規則第4条の規定による完了検査申請書に次の各号に掲げる書類を添えて完了検査の申請を行うものとする。

(1) 申請に係る建築物の計画に係る確認に要した図書

(2) 当該建築物が中間検査合格証の交付を受けている場合は、当該合格証の写し

(3) 当該建築物に係る制限業種に係る業務を行う企業等の一覧

2 当該建築物の計画に係る確認を行った者がセンターである場合においては、建築主は、前項第1号に規定する図書の提出を要しない。

3 当該建築物の中間検査合格証の交付を行った者がセンターである場合においては、建築主は、第1項第2号に規定する図書の提出を要しない。

4 センターは、第1項の申請があったときは、次の各号に掲げる事項について審査してこれを引き受ける。

(1) 当該建築物がセンターの指定区分に合致する建築物であること。

(2) 工事監理者が当該建築物の工事監理資格を有し、かつ建築士法の規定に違反していないこと。

(3) 提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないこと。

(4) 第15条第2項の規定に該当するものでないこと。

5 センターは、前項の規定において、完了検査申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、完了検査申請関係図書を建築主に返却する。

6 第4項により申請を引き受けた場合には、センターは、建築主に完了検査引受証（別記第31号様式）を交付する。この場合、建築主とセンターは業務約款に基づき契約を締結したものとする。

7 建築主が、正当な理由なく、手数料規程に定める完了検査手数料を業務約款第3条に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは第4項の引受けを取り消すこ

とができる。

- 8 センターは、前7項の規定にかかわらず、確認、中間検査又、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に完了検査を実施することが困難なときは、完了検査の業務を引き受けない。

**(業務約款に盛り込むべき事項)**

第35条 業務約款には、第18条及び第29条に規定するもののほか、少なくとも次の各号に掲げる事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、センターが完了検査業務を行う際に、当該建築物、建築物の敷地又は工事場に立入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨を業務約款第1条第6項に規定
- (2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの完了検査業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨を業務約款第1条第5項に規定

**(完了検査の実施)**

第36条 センターは、完了検査を引き受けたときは、工事が完了した日又は完了検査の引受けを行った日のいずれか遅い日から7日以内のあらかじめ定めた完了検査予定日（センター又は建築主の都合により、完了検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物等が建築基準関係規定に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

- 2 確認検査員等は、第19条第2項に掲げる者が建築主である建築物又は設計、工事監理、施工その他の制限業種に係る業務を行う建築物について、完了検査の業務を行わないものとする。
- 3 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により、第1項の検査を行う。この場合、必要に応じ、建築主等に説明、作動試験の実施等を求めることとする。
- 4 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、完了検査を行わない。

**(完了検査の結果)**

第37条 センターは、建築主に対し、前条の検査の結果、申請に係る建築物が、建築基準関係規定に適合することを認めたときあつては検査済証（施行規則別記第24号様式）を、建築基準関係規定に適合しないことを認めたときあつては検査済証を交付できない旨の通知書（別記第18号様式）を、それぞれ交付する。

- 2 前項に規定する検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付は、第34条第1項に規定する書類のうち提出があつたもの1部を添えて行う。

**(完了検査の申請の取下げ)**

第38条 建築主は、建築主の都合により、検査済証又は検査済証を交付できない旨の通知書の交付前に完了検査の申請を取り下げる場合は、その旨を記載した申請取下げ届出書（別記第4号様式）をセンターに提出する。

- 2 センターは、前項の届出があつたときは、完了検査を中止し、提出された完了検査申請関係図書を建築主に返却する。

- 3 センターは、第1項に規定する完了検査の取下げなどの理由によって、当該検査の引受契約が解除になった場合は、当該計画に係る建築物の建設予定地を所管する建築主事に、検査引受取消通知書（別記第16号様式）によりその旨通知する。

**（完了検査の記録）**

第39条 確認検査員等は、申請のあった建築物の完了検査における建築基準関係規定ごとの適否、完了検査業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対する建築主等の回答、措置等を記録するものとする。

**第5節 仮使用認定**

**（仮使用認定申請）**

第40条 建築主は、センターにて確認を受けたものに限り、法7条の6第1項第2号による仮使用認定の申請をセンターにできる。

- 2 建築主は、前項の規定による仮使用認定の申請に際し、仮使用認定申請書（別記第26号様式）又は施行規則第4条の16第2項の規定による仮使用認定申請書に、施行規則第4条の16第1項の表（い）項及び（は）項に掲げる図書その他の仮使用の認定をするために必要な図書及び書類として平成27年国土交通省告示第247号（以下「基準告示」という。）第2に規定する図書及び書類を添えて行うものとする。

**（仮使用認定申請の引受及び契約）**

第41条 センターは、前条の申請があったときは、提出図書に不足がなく、かつ記載事項に漏れがないことを確認し、建築主に確認申請書・仮使用認定申請書預り証（確認手数料等振込通知書）（別記第20号様式）を交付し、提出された申請書類を預かる。

- 2 センターは、前項の規定において、仮使用認定申請関係図書に不備を認めるときは補正を求め、補正の余地のないときは引受けできない理由を説明し、仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。
- 3 センターは、提出された書類に不備がないことが確認できた場合、仮使用認定申請を引き受け、建築主に仮使用認定引受証（別記第27号様式）を交付する。この場合、建築主とセンターは業務約款に基づき契約を締結したものとする。
- 4 建築主が、正当な理由なく、確認引受書（別記第3号様式）に定める仮使用認定手数料を業務約款第3条に規定する支払期日までに支払わない場合には、センターは前項の引受けを取り消すことができる。
- 5 センターは、前4項の規定にかかわらず、確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請件数が見込みを相当程度上回った場合において、適正に仮使用認定を実施することが困難な場合には、仮使用認定の業務を引き受けない。

**（業務約款に盛り込むべき事項）**

第42条 業務約款には、第18条、第29条及び第35条に規定するもののほか、少なくとも次の各号に掲げる事項を盛り込むこととする。

- (1) 建築主は、センターが仮使用認定業務を行う際に、当該申請に係る建築物、建築物の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な検査を行うことができるように協力しなければならない旨を業務約款第1条第6項に規定

(2) 建築主は、センターの請求があるときは、センターの仮使用認定業務遂行に必要な範囲内において、申請に係る建築物に関する情報を遅滞なくかつ正確にセンターに提供しなければならない旨を業務約款第1条第5項に規定

#### (仮使用認定の実施)

第43条 センターは、仮使用認定の申請を引き受けたのち速やかに、申請に係る計画が基準告示第1に定める基準に適合しているかどうかの審査を確認検査員に実施させるとともに、あらかじめ定めた仮使用認定の検査予定日（センター又は建築主の都合により、仮使用認定の検査予定日に検査が行えない場合は、別に協議して定める日）に、当該申請に係る建築物が基準告示第1に定める基準に適合するかどうかの検査を確認検査員に実施させる。

2 確認検査員は、指針及びマニュアルに基づき、仮使用認定申請関係図書及び必要に応じて求める建築主等の説明等をもって前項の審査を行い、実地にて目視及び必要に応じて実施する外観の寸法の計測等により同項の検査を行う。

3 補助員は、確認検査員の指示に従い、申請の受付、計画内容の予備審査又は検査記録の作成等の補助的な業務のみを行い、仮使用認定を行わない。

#### (消防長等への照会)

第44条 センターは、前条第1項の審査又は検査の際、基準告示第1に定める基準のうち消防法第9条、第9条の2、第15条及び第17条に適合するかどうかを消防長等に照会する場合には、仮使用認定照会書（別記第28号様式）に、建築主から提出された書類及び図書を添えて行う。

#### (仮使用認定の結果)

第45条 センターは、建築主に対し、第43条第1項の審査又は検査の結果、申請に係る建築物が、基準告示第1に定める基準に適合することを認めるときにあつては施行規則別記第35号の3様式による仮使用認定通知書を、基準告示第1に定める基準に適合しないと認めるときにあつては適合しないと認める旨の通知書（別記第29号様式）を、それぞれ交付する。

2 前項に規定する仮使用認定通知書又は適合しないと認める旨の通知書の交付は、第40条第2項に規定する書類のうち提出があつたもの1部を添えて行う。

#### (特定行政庁への仮使用認定報告書の提出)

第46条 センターは、法第7条の6第3項の規定に基づき、特定行政庁に仮使用認定報告書を提出する場合には、施行規則別記第35号の4様式により行う。

#### (仮使用認定の申請の取下げ)

第47条 建築主は、建築主の都合により、仮使用認定通知書又は適合しないと認める旨の通知書の交付前に仮使用認定の申請を取り下げる場合は、その旨及び理由を記載した申請取下げ届出書（別記第4号様式）をセンターに提出する。

2 センターは、前項の届出があつたときは、仮使用認定を中止し、提出された仮使用認定申請関係図書を建築主に返却する。

#### (仮使用認定の記録)

第48条 確認検査員等は、申請のあつた建築物の仮使用認定における基準告示第1に定める基準ごとの適否、仮使用認定業務の実施に当たり行った指示、指摘、これらに対す

る建築主等の回答、措置等を遅滞なく記録するものとする。

#### 第4章 確認検査手数料等

##### (確認検査手数料の設定)

第49条 センターは、確認検査の業務の実施にかかる手数料を確認検査手数料規程に定める。

- 2 手数料の増額又は減額を行う場合には、改定後の額とその理由、適用時期について、事前にウェブサイトへの掲載その他適切な方法により公表を行う。

##### (確認検査手数料等の収納)

第50条 建築主は、確認引受証受領後業務約款第3条に規定する支払期日までに確認手数料、中間検査予約金、完了検査予約金及び仮使用認定予約金を一括して納入することを原則とする。ただし、中間検査予約金、完了検査予約金又は仮使用認定予約金については、建築主の申し出により、中間検査引受証、完了検査引受証又は仮使用認定引受証を受領後、業務約款第3条に規定する支払期日までにそれぞれ、中間検査手数料、完了検査手数料又は仮使用認定手数料として納入することができるものとする。なお、中間検査又は完了検査の申請に係る建築物の計画に係る確認を行った者がセンターでない場合においては、当該検査引受証を受領後、業務約款第3条に規定する支払期日までにそれぞれ、手数料規程に定める中間検査手数料又は完成検査手数料を納入するものとする。

- 2 計画変更確認申請に係る手数料の収納方法については、前項の規定を準用する。
- 3 前2項の支払いを銀行振込等による場合、振込に要する費用は申請者の負担とする。
- 4 第1項の中間検査予約金、完了検査予約金及び仮使用認定予約金は、センターが各検査の引受証を建築主に交付する際に、それぞれの検査手数料に充当する。

##### (確認検査手数料等の返還)

第51条 収納した確認検査手数料又は仮使用認定手数料は返還しない。ただし、センターの責めに帰すべき事由により確認検査が実施できなかった場合には、建築主に返還する。

#### 第5章 確認検査の業務の監視、改善方法

##### (苦情等の事務処理)

第52条 センターは、確認検査の業務について当該業務の依頼者又は当該業務の他の当事者から受けた業務に関する苦情に適切に対処する。

- 2 センターは、法第94条第1項に規定する審査請求が行われた場合において、これに適切に対処する。
- 3 前2項の苦情、審査請求及びこれらに対してセンターがとった処置は、遅滞なく記録するものとする。
- 4 確認検査業務において損害賠償の請求が行われた場合は、遅滞なく記録し法律に基づいて適切に対処する。

##### (内部監査)

第53条 理事長は、確認検査業務管理責任者以外の役員から監査員を任命し、適正な確認検査業務管理体制が維持されているかどうかを検証するため、原則として年1回、監査員に内部監査を実施させる。

- 2 内部監査においては次の各号に掲げる事項を審査する。

- (1) 法、法に基づく命令及び条例、これらに関わる技術的助言、指針、その他関係法令への適合状況
  - (2) この規程への適合状況
  - (3) 第3条第2項に規定する確認検査の業務実施の基本方針への適合状況
  - (4) 確認検査業務管理体制の状況
  - (5) この規程の内容の見直しの必要性
- 3 監査された業務領域の責任者は、発見された不具合及びその原因を排除するために処置を講ずる。監査員はとられた処置の検証及び検証結果について確認検査業務管理責任者に報告するものとする。

#### (不適合案件の管理)

- 第54条 センターは、不適合案件（建築基準関係規定に適合しない又は適合するかどうかを決定できない案件について、誤って確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したものをいい、法第6条の2第6項又は法第7条の6第4項に規定する通知（以下「不適合通知」という。）を受けた案件を含む。以下同じ。）が発生した場合について適切な処理を確実に実施する。
- 2 センターは、確認済証、中間検査合格証、検査済証又は仮使用認定通知書を交付したあとに不適合案件であることが確認されたときは、速やかに建築主、兵庫県知事及び特定行政庁にその旨を報告するとともに、特定行政庁の指示のもと適切な措置をとる。
- 3 確認検査業務管理責任者は、不適合案件について、案件の概要、不適合の内容、とられた措置の内容等に関して、記録する。

#### (再発防止措置)

- 第55条 確認検査業務管理責任者は、不適合案件の発生その他により確認検査業務管理体制に不適切な内容が発見されたときには、不適合案件の再発防止等のため、不適合案件発生の原因を除去するための処置（以下「再発防止措置」という。）をとる。再発防止措置は発見された不適合案件の影響に見合ったものとする。
- 2 確認検査業務管理責任者は、再発防止措置に関する次の各号に掲げる事項を行う。
- (1) 不適合案件の内容確認
  - (2) 不適合案件発生の原因の特定
  - (3) 不適合案件が再発しないことを確実にするための処置の必要性の評価
  - (4) 必要な措置の決定及び実施
  - (5) 実施した処置の結果の記録
  - (6) 是正処置において実施した活動の評価

### 第6章 その他確認検査の業務の実施に関し必要な事項

#### (書類の備置及び閲覧)

- 第56条 センターは、法第77条の29の2の規定に基づく書類の閲覧の求めに適切に対応するため、事務所に閲覧場所を指定するとともに、必要な設備及び体制を整備する。
- 2 閲覧させる書類は、法第77条の29の2各号に掲げるものとする。
- 3 理事長は、前2項に定めるもののほか、第1項の閲覧に関する事項を別に定め、確認検査の業務を行う事務所における備付けその他の適当な方法により公開する。

#### (事前相談)



第57条 センターに確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定を申請しようとする建築主は、申請に先立ち、センターに事前に相談をすることができる。

**(電子情報処理組織に係る情報の保護)**

第58条 センターは、電子情報の保存やネットワークを介した送受信等を適切に行い、情報漏えい、電子計算機への不正アクセス行為や情報記録の改ざん等を防ぐため、厳格なセキュリティ対策を講じることとする。

**(秘密保持)**

第59条 役員及び職員並びにこれらの者であった者は、確認検査の業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

**(図書が円滑に引渡しされるための措置)**

第60条 センターは、確認検査の業務の全部を廃止しようとするときは、法第77条の34第1項の規定に基づく届出の前に、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 指定機関省令第31条第1項の規定により引継ぐべきすべての書類の存否を確認すること。
- (2) 特定行政庁ごとに、前号に規定する書類を分類し、保存すること。
- (3) 第1号に規定する書類の特定行政庁ごとの一覧表を作成し、当該特定行政庁に提出すること。
- (4) 第1号に規定する書類の特定行政庁別の件数及び存否状況並びに第2号の分類及び保存が完了したこと兵庫県知事に報告する。なお、紛失があった場合は兵庫県知事の指示に従い、書類の回復に代わる措置（建築主からの副本の借受け及び複写等）を講じること。

2 前項に定めるもののほか、センターは、指定機関省令第31条第1項の規定に基づく書類の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑に引渡しを行うことができるよう、あらかじめ必要な措置を講じる。

**(附則)**

- この規程は、平成11年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成14年 8月15日から施行する。
- この規程は、平成15年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成16年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成17年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成18年 4月26日から施行する。
- この規程は、平成19年 6月20日から施行する。
- この規程は、平成20年 6月19日から施行する。
- この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年 8月 1日から施行する。
- この規程は、平成22年11月29日から施行する。
- この規程は、平成24年10月 1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月19日から施行する。

## (別表1)

### 確認検査の業務対象建築物

神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、明石市、加古川市、三木市、高砂市、姫路市(旧安富町区域及び旧家島町区域を除く。)、西脇市、小野市、加西市、篠山市、丹波市、加東市、相生市、たつの市、赤穂市、朝来市、淡路市、洲本市、南あわじ市(沼島地区を除く。)、猪名川町、稲美町、播磨町、多可町、神河町、市川町、福崎町及び太子町の区域で申請する「建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令」第15条第1号及び第2号の区分に該当するもののうち、次の①から④で建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合判定を要しないものを確認検査の業務対象(以下「確認検査の業務対象建築物」という。)とする。

- ① 地階を除く階数が2以下の木造建築物で延べ面積が500㎡以下のもの。
- ② 木造以外の建築物で平屋建てかつ延べ面積200㎡以下のもの。
- ③ 新築住宅で、主要用途が専用住宅、兼用住宅、長屋住宅、共同住宅又は寄宿舎に係る建築物で、型式部材等製造者認証(建築基準法第68条の11)を受けたものに係る建築物のうち、延べ面積が300㎡以下かつ地階を除く階数が2以下のもの
- ④ 上記の建築物の計画変更又は仮使用認定(センターにて確認検査を受けたものに限る。)を行うもの。

上記以外の市町の区域については、確認検査の業務対象建築物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定に基づく設計住宅性能評価申請又は独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく住宅金融支援機構の融資を受けるための適合証明書の交付申請と、確認、検査等を同時に申請する住宅又は併用住宅を対象とする。ただし、センターの理事長又は確認検査業務管理責任者又は確認検査員等は自ら若しくはその親族又は関係企業が建築主となる建築物又は設計、工事監理、施工又はその他の制限業種に係る業務を行う建築物を除く。

## 別記（公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター 確認検査業務規程 様式一覧）

様式の名称	様式番号
確認申請書	第 1 号様式
浄化槽に関する調書	第 2 号様式
確認引受証	第 3 号様式
申請取下げ届出書	第 4 号様式
建築基準法第 93 条第 1 項の規定による消防同意依頼書	第 5 号様式
建築基準法第 93 条第 4 項の規定による通知書	第 6 号様式
建築基準法第 93 条第 5 項の規定による通知書	第 7 号様式
確認済証交付通知書	第 8 号様式
計画変更確認申請書	第 9 号様式
計画変更確認引受証	第 10 号様式
建築主住所等変更届	第 11 号様式
建築工事取りやめ届	第 12 号様式
変更届等受理報告書	第 13 号様式
中間検査申請書	第 14 号様式
中間検査合格証を交付できない旨の通知書	第 15 号様式
検査引受取消通知書	第 16 号様式
完了検査申請書	第 17 号様式
検査済証を交付できない旨の通知書	第 18 号様式
確認検査員証、確認検査補助員証（身分証）	第 19 号様式
確認申請書・仮使用認定申請書預り証（確認手数料等振込通知書）	第 20 号様式
適合しない旨の通知書	第 21 号様式
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書	第 22 号様式
追加説明書（確認申請）	第 23 号様式
追加説明書（完了検査）	第 24 号様式
軽微な変更説明書	第 25 号様式
仮使用認定申請書	第 26 号様式
仮使用認定引受証	第 27 号様式
仮使用認定照会書	第 28 号様式
仮使用認定の基準に適合しないと認める旨の通知書	第 29 号様式
中間検査引受証	第 30 号様式
完了検査引受証	第 31 号様式

※朱書きは改正を行った様式を示す。

(第1号様式)

# 確認申請書(建築物)

(第一面)

正

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。申請にあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。

また、この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

確認の申請に係る手数料として、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務手数料規程に基づき算定され、確認引受証に明示された額を支払います。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 あて

平成 年 月 日

申請者氏名 印

設計者氏名 印

### 《建築物概要》

【法第6条第1項の区分】  1号  2号  3号  4号

【地名地番】 .....

【建築物の名称】 .....

【主要用途】 .....

【工事種別】 .....

【延べ面積】 申請部分 ..... m<sup>2</sup>/申請以外の部分 ..... m<sup>2</sup>/合計 ..... m<sup>2</sup>

【申請棟数】 ..... 棟

【主たる建築物の構造】 ..... 造

【主たる建築物の階数】 ..... 地階を除く階数(地上階数) ..... 階 / 地階の階数 ..... 階

### 《併願申請、副本の交付方法》

住宅瑕疵保険	<input type="checkbox"/> 同時申請	<input type="checkbox"/> 後日申請	<input type="checkbox"/> 利用しない	<input type="checkbox"/> まもり住まい保険	<input type="checkbox"/> J10
フラット35	<input type="checkbox"/> 同時申請	<input type="checkbox"/> 後日申請	<input type="checkbox"/> 利用しない		
副本の交付方法	<input type="checkbox"/> 通知があれば、受取りに行く。(通知先: <input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 代理人) <input type="checkbox"/> 送付を希望する。(送付先: <input type="checkbox"/> 建築主 <input type="checkbox"/> 代理人)				

- (注意) ① 申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
 ② 数字は算用数字を用いてください。また、※印のある欄は記入しないでください。  
 ③ 「併願申請、副本の交付方法」欄は、該当する事項の□に「レ」印を入れてください。  
 ④ 建築基準法施行規則第1条の3の規定による確認申請書の図書及び書類(施行規則別記第2号様式(第1面)を除く)を添付してください。

※ 受付欄    引受日	※ 消防関係同意欄	※ 決裁欄		※ 確認番号欄 確認の特例 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  確認日  確認済証番号 <input type="checkbox"/> 住建 <input type="checkbox"/> 住建北 第 号
		課		
		長		
		係		
		手数料	円	

(第2号様式)

## 浄化槽に関する調書

1	建築物の名称		
2	敷地の位置	市・町	番地
3	設置者の住所及び氏名		
4	浄化槽の種類	① 国土交通大臣型式認定浄化槽 (名称 認定番号 届出号 ) ② その他	
5	処理の対象	① し尿のみ ② し尿及び雑排水	
6	当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	用途	
		延べ面積	m <sup>2</sup>
7	処理対象人員及び算定根拠	処理対象人員	人
		算定根拠	
8	処理能力	日平均汚水量	m <sup>3</sup> /日
		生物化学的酸素要求量の除去率	%
		放流水の生物化学的酸素要求量	mg/リットル
9	放流先又は放流方法	① 側溝 ② 河川 ③ 湖沼 ④ 海域 ⑤ その他 ( )	
10	工事を行う予定の浄化槽事業者の氏名又は名称及び登録・届出番号	氏名又は名称	
		登録・届出番号	
11	浄化槽工事着手予定年月日	平成 年 月 日	
12	浄化槽使用開始予定年月日	平成 年 月 日	
13	確認申請受付番号・年月日	※ 第 号・平成 年 月 日	
14	その他特記すべき事項		

### 【注意】

- ※印欄は、申請者において記入しないでください。
- 4欄、5欄及び9欄は、該当する事項を○で囲んでください。
- 14欄は、処理対象人員と予定人員が異なる場合にその使用予定人員を記入してください。
- 本調書には、次に掲げる書類を添付してください。
  - 放流先又は放流方法に関する事項を記載した書類
  - 浄化槽の保守点検及び清掃に関する事項を記載した書類
  - 設計計算書（浄化槽法第13条第1項又は第2項の規定による認定を受けた浄化槽にあっては、工場生産浄化槽認定シート）
- 附近見取図には、放流経路及び放流先を明示してください。附近見取図に明示しがたい場合には、別途、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示した図面を添付してください。

(第3号様式)

## 確認引受証

平成 年 月 日  
第 号

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

平成 年 月 日付けであった確認申請について、下記のとおり引き受けることを承諾します。

引受けにあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。

### 記

- 引き受けた業務  
建築基準法第6条の2第1項の規定による建築確認
- 引き受けた業務の対象建築物の名称及び建築場所  
(名称)  
(建築場所)
- 手数料等額及び支払期日
  - 金額

確認手数料	円
中間検査予約金	円
完了検査予約金	円
仮使用認定予約金	円
合計	円
  - 支払期日  
平成 年 月 日
- 業務期日  
平成 年 月 日
- 特記事項

振込口座

(第4号様式)

## 申請取下げ届出書

下記の申請について、取り下げたいので届け出ます。

申請に係る手数料等(予約金は除く。)については、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務手数料規程に基づき、確認引受証、計画変更確認引受証又は仮使用認定引受証に明示された額を支払います。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 あて

平成 年 月 日

建築主氏名

印

### 記

- 1 申請書提出年月日 平成 年 月 日
- 2 申請した業務及び引受証番号(該当する項目に「レ」印をしてください。)  
 建築基準法第6条の2第1項の規定による確認 引受証番号 第 号  
 建築基準法第6条の2第1項の規定による計画変更確認 引受証番号 第 号  
 建築基準法第7条の4第1項の規定による中間検査 引受証番号 第 号  
 建築基準法第7条の2第1項の規定による完了検査 引受証番号 第 号  
 建築基準法第7条の6第1項の規定による仮使用認定 引受証番号 第 号
- 3 申請した業務の対象建築物の名称及び建築場所  
(名称)  
  
(建築場所)
- 4 取下げ理由

### (注意)

- ① 建築確認申請書に氏名を自署し押印を省略された建築主は、本届においても建築主氏名を必ず自署してください。この場合、押印を省略することができます。
- ② 建築確認申請書の申請者氏名欄に押印された建築主は、本届においても建築主氏名欄に必ず建築確認申請書に押印されたものと同じ印を押印してください。

(第5号様式)

建築基準法第93条第1項の規定による消防同意依頼書

平成 年 月 日  
第 号

消防長（市町長）、消防署長 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

建築基準法第6条の2第1項の規定による別添の確認の申請について、建築基準法第93条第1項の規定に基づき同意を依頼します。

記

- 1 確認申請受付番号
- 2 建築主氏名
- 3 建築場所
- 4 建築物の概要



(第6号様式)

建築基準法第93条第4項の規定による通知書

第 号  
平成 年 月 日

消防長（市町長）、消防署長 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

建築基準法第6条の2第1項の規定により、下記建設計画の確認の申請を引き受けたので、  
建築基準法第93条第4項の規定に基づき通知します。

記

- 1 建築主氏名
- 2 建築場所
- 3 建築物の概要

(第7号様式)

建築基準法第93条第5項の規定による通知書

平成 第 年 月 日

保健所長 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

建築基準法第6条の2第1項の規定により、下記建設計画の確認の申請を引き受けたので、建築基準法第93条第5項の規定に基づき通知します。

記

- 1 建築主氏名
- 2 建築場所
- 3 建築物の概要

(第8号様式)

## 確認済証交付通知書

平成 年 月 日  
第 号

様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

下記による計画については、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを確認し、確認済証を交付したので、別添のとおり建築計画概要書(写)を添え通知します。

### 記

- 1 建築主、設置者又は築造主氏名
- 2 確認済証番号 第 号
- 3 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
- 4 確認を行った確認検査員氏名
- 5 構造計算適合性判定の結果
- 6 適合判定通知書の番号
- 7 適合判定通知書の交付年月日
- 8 適合判定通知書の交付者
- 9 建築場所、設置場所又は築造場所
- 10 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
- 11 その他（調査書番号等）

(第9号様式)

計画変更確認申請書(建築物)  
(第一面)

正

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を申請します。  
申請にあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。また、この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。  
計画の変更の確認申請に係る手数料として、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務手数料規程に基づき算定され、計画変更確認引受証に明示された額を支払います。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 あて

平成 年 月 日

申請者氏名 印

設計者氏名 印

【計画を変更する建築物の直前の確認】

【確認済証番号】  住建  住建北 第 号  
【確認済証交付年月日】 平成 年 月 日  
【確認済証交付者】  
【計画変更の概要】

---

---

---

---

---

---

---

---

- (注意) ① 申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
② 数字は算用数字を用いてください。  
③ 計画変更の概要欄に記載しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。申請書に変更部分は以前の数値等を朱書きで記載し、第二面備考欄に「朱書きは変更前を示す」旨をご記入ください。建築計画概要書(規則別記第三号様式)も同様に記載してください。  
④ ※印のある欄は記入しないでください。

※ 受付欄  引受日	※ 消防関係同意欄	※ 決裁欄		※ 確認番号欄 確認の特例 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 確認日 確認済証番号 <input type="checkbox"/> 住建 <input type="checkbox"/> 住建北 第 号
		課長		
		係		
		手数料	円	

(第10号様式)

## 計画変更確認引受証

第 号  
平成 年 月 日

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

平成 年 月 日付けであった計画変更確認申請について、下記のとおり引き受けることを承諾します。

引受けにあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。

### 記

- 引き受けた業務  
建築基準法第6条の2第1項の規定による計画変更建築確認
- 引き受けた業務の対象建築物の名称及び建築場所  
(名称)  
(建築場所)
- 計画を変更する建築物の直前の確認
  - 確認済証番号 第 号
  - 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
- 手数料等額及び支払期日
  - 金額  
計画変更確認手数料 円  
中間検査予約金 円  
完了検査予約金 円  
仮使用認定予約金 円  

---

合 計 円
  - 支払期日  
平成 年 月 日
- 業務期日  
平成 年 月 日
- 特記事項

振込口座

(第 11 号様式)

### 建築主住所等変更届

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務規程第 27 条第 1 項の規定により、変更を届け出ます。

平成 年 月 日

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター 理事長 あて

申請者住所  
氏名  
電話

㊞

確認済証番号・年月日		第 号 平成 年 月 日		
確認	敷地の位置(変更前地番)			
	変更後地番			
項 目		変更後		変更前
建築主	氏名			㊞
	〒			
	住所			
	電話番号	( )		( )
代理者	氏名			
	住所			
	資格	( )級建築士 ( )登録第 号	( )級建築士 ( )登録第 号	
	建築士事務所名	( )登録第 号	( )登録第 号	
設計者	氏名			
	住所			
	資格	( )級建築士 ( )登録第 号	( )級建築士 ( )登録第 号	
	建築士事務所名	( )登録第 号	( )登録第 号	
建築設備に関し意見を聞いたもの	氏名			
	勤務先			
	〒			
	所在地			
電話番号	( )		( )	
工事監理者	氏名			
	住所			
	資格	( )級建築士 ( )登録第 号	( )級建築士 ( )登録第 号	
	建築士事務所名	( )登録第 号	( )登録第 号	
工事施工者	氏名			
	住所			
	建設業許可	大臣・知事 第 号		大臣・知事 第 号
※受付欄	※決裁欄	課長	係	※処理欄

- ・申請者又は代理者が変更になる場合は委任状を添付してください。
- ・変更のあった項目欄のみ記入してください。※印の欄は記入しないでください。

(第 12 号様式)

## 建築工事取りやめ届

下記確認済証に係る建築工事を取りやめたので、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
確認検査業務規程第 27 条第 3 項の規定により、届け出ます。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理 事 長 あて

平成 年 月 日

建築主氏名 印

### 記

- 1 確認済証番号 第 号
- 2 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
- 3 建設予定地 市・町 番地  
(地名地番)
- 4 建築物の名称
- 5 建築工事取りやめ理由

(注意)

- ① 確認申請書（建築物）に氏名を自署し押印を省略された建築主は、本届においても建築主氏名を必ず自署してください。この場合、押印を省略することができます。
- ② 確認申請書（建築物）の建築主氏名欄に押印された建築主は、本届においても建築主氏名欄に必ず確認申請書（建築物）に押印されたものと同じ印を押印してください。

(第 13 号様式)

## 変更届等受理報告書

平成 第 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

下記の計画について、別添のとおり届け出がありましたので、その写しを添え報告します。

### 記

- 1 届け出のあった事項
- 2 確認済証番号 第 号
- 3 確認済証交付年月日 平成 年 月 日



(第 14 号様式)

## 中間検査申請書

(第一面)

特定工程に係る工事を終えましたので、建築基準法第 7 条の 4 第 1 項の規定による検査を申請します。申請にあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。また、この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

中間検査の申請に係る手数料については、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務手数料規程に定められた額を支払い、又は、確認申請に際して納入した検査予約金から充当されることに同意します。また、計画変更等により追加が必要な場合は計画変更確認引受証に明示された額を支払います。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 あて

平成 年 月 日

申請者氏名.....印

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名.....印

### 【検査を申請する建築物及び特定工程】

確認済証番号	<input type="checkbox"/> 住建 <input type="checkbox"/> 住建北	第	号
確認済証交付年月日	平成	年	月 日
建築物の名称			
建築場所			
特定工程			

- (注意) ① 申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
② 数字は算用数字を用いてください。  
③ ※印のある欄は記入しないでください。  
④ 建築基準法施行規則第 4 条の 8 の規定による中間検査申請書の書類 (施行規則別記第 2 6 号様式 (第 1 面) を除く) を添付してください。

※ 受付欄  引受日	※ 検査欄  検査の特例 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  検査日  検査者	※ 決裁欄		※ 中間検査合格証欄 引受日  合格日  中間検査合格証番号 <input type="checkbox"/> 住建 <input type="checkbox"/> 住建北 第 号
		課		
		係		
		手数料	円	

(第 15 号様式)

## 中間検査合格証を交付できない旨の通知書

第 号  
平成 年 月 日

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

下記による特定工程に係る工事は、建築基準法第7条の4第1項の規定による検査の結果、下記の理由により建築基準法第7条の4第3項に規定する中間検査合格証を交付できないので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に〇〇〇建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを被告として（訴訟において公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを代表とする者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分又は裁決の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 記

- 1 確認済証番号 第 号
- 2 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
- 3 確認済証交付者
- 4 建築場所
- 5 検査を行った建築物の概要
- 6 特定工程
- 7 検査年月日
- 8 検査を行った確認検査員氏名

(理由)

(備考)

(第 16 号様式)

## 検査引受取消通知書

平成 第 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

先に検査を引き受けた旨通知した下記の工事検査については、下記の理由により検査引受  
けを取り消したので通知します。

### 記

1 引受けを取り消した工事検査

(1) 検査の種類

(2) 検査引受建築物の建築主氏名

(3) 検査引受建築物の建築場所

2 検査引受通知書番号 第 号

3 検査引受通知書発行年月日 平成 年 月 日

4 検査引受け取消し理由

(第 17 号様式)

## 完了検査申請書

(第一面)

工事を完了しましたので、建築基準法第7条の2第1項の規定による検査を申請します。申請にあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。また、この申請書及び添付図面に記載の事項は、事実と相違ありません。

完了検査の申請に係る手数料については、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務手数料規程に定められた額を支払い、又は、確認申請に際して納入した検査予約金から充当されることに同意します。また、計画変更等により追加が必要な場合は計画変更確認引受証に明示された額を支払います。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理 事 長 あて

平成 年 月 日

申請者氏名.....印

第四面に記載の事項は、事実と相違ありません。

工事監理者氏名.....印

### 【検査を申請する建築物】

確認済証番号	<input type="checkbox"/> 住建 <input type="checkbox"/> 住建北	第	号
確認済証交付年月日	平成	年	月 日
建築物の名称			
建築場所			

- (注意) ① 申請者又は工事監理者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
② 数字は算用数字を用いてください。  
③ ※印のある欄は記入しないでください。  
④ 建築基準法施行規則第4条の規定による完了検査申請書の書類（施行規則別記第19号様式（第1面）を除く）を添付してください。

※ 受付欄  引受日	※ 検査欄  検査の特例 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無  検査日  検査者	※ 決裁欄		※ 検査済証欄 引受日  完了検査合格日  検査済証番号 <input type="checkbox"/> 住建 <input type="checkbox"/> 住建北 第 号
		課長		
		係		
		手数料	円	

(第 18 号様式)

## 検査済証を交付できない旨の通知書

第 号  
平成 年 月 日

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

下記に係る工事は、建築基準法第 7 条の 2 第 1-4 項の規定による検査の結果、下記の理由により建築基準法第 7 条の 2 第 5 項に規定する検査済証を交付できないので通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に〇〇〇建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを被告として（訴訟において公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを代表とする者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。


### 記

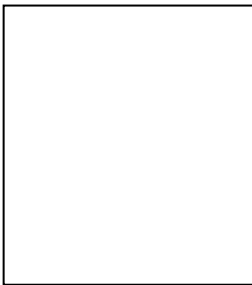
- 1 確認済証番号 第 号
- 2 確認済証交付年月日 平成 年 月 日
- 3 確認済証交付者
- 4 建築場所
- 5 検査を行った建築物の概要
- 6 検査年月日
- 7 検査を行った確認検査員氏名

(理由)

(備考)

(第 19 号様式)

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務規程第 12 条に基づく 確認検査員証	
No. _____	
	下記の者は、本法人の確認検査員であることを証明する。 平成 年 月 日発行
	氏 名
	生年月日
	公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター 印 神戸市中央区小野柄通七丁目 1 番 1 号 (日生ビル 7 階) TEL078 (252) 0091

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務規程第 12 条に基づく 確認検査補助員証	
No. _____	
	下記の者は、本法人の確認検査補助員であることを証明する。 平成 年 月 日発行
	氏 名
	生年月日
	公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター 印 神戸市中央区小野柄通七丁目 1 番 1 号 (日生ビル 7 階) TEL078 (252) 0091

(裏面：共通)

注 意
<ol style="list-style-type: none"><li>1. 確認検査業務にあたっては、本証を常に携帯すること。</li><li>2. 本証を紛失又は棄損したときは直ちに再交付を受けること。</li><li>3. 本証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。</li><li>4. 身分を失ったときは、必ず返還すること。</li><li>5. 本証の有効期限は発行の日から 5 年間とする。</li></ol>

(第 20 号様式)

確認申請書・仮使用認定申請書預り証(確認手数料等振込通知書)

様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務規程(第 17 条第 2 項・第 41 条第 1 項)の規定により、(確認申請書・仮使用認定申請書)を預かります。

受付番号	第	号
建築主		
建築場所		
建築物名称		
手数料等振込通知のお願い (確認申請・仮使用認定申請)のお申し込みをいただきありがとうございました。確認手数料等を銀行振込により納入いただいた場合は、お手数ですが本振込通知書により、ファックス又は郵送にて当センター住宅確認検査課宛にお知らせくださいますようお願いいたします。		受付印

上記の(①確認手数料、②中間検査予約金、③完成検査予約金、④仮使用認定予約金)を振り込みましたのでお知らせします。(※振り込まれた該当手数料等の番号を○で囲んでください。)

振込者

振込控の写し	
ここに振込控を貼付してください。	
連絡先等	
【振込口座】	三井住友銀行 三宮支店 普通口座 8003208 公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター
【ファックス】	078(252)0096
【住所】	〒651-0088 神戸市中央区小野柄通七丁目 1-1(日本生命三宮駅前ビル 7 階)
【電話番号】	078(252)2786 住宅確認検査課ダイヤルイン

(注意)

確認検査業務契約は、確認申請書に添付いただく図書(建設予定地に関する通知書等)がすべて提出があった後、「確認引受証」(第 3 号様式)の交付をもって締結したものとします。

問い合わせ先: 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター

住宅確認検査課

(第 21 号様式)

建築基準法第 6 条の 2 第 4 項の規定による

## 適合しない旨の通知書

第 号  
平成 年 月 日

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、同条第 4 項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に〇〇〇建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを被告として（訴訟において公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを代表とする者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(理由)



(第 22 号様式)

建築基準法第 6 条の 2 第 4 項の規定による  
適合するかどうかを決定することができない旨の通知書

第 号  
平成 年 月 日

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 6 条の 4 第 1 項の規定により読み替えて適用される同法第 6 条第 1 項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第 6 条の 2 第 4 項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に〇〇〇建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを被告として（訴訟において公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを代表とする者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

記

1 申請年月日

2 建築場所

(理由)

(備考)





(第 25 号様式)

### 軽微な変更説明書 (計画の変更に係る確認を要しないもの)

計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更がありましたので、変更内容を下記のとおり説明します。また、この説明書及び添付図書の記載事項は、事実と相違ありません。

平成 年 月 日

公益財団法人 兵庫県住宅建築総合センター  
理 事 長 あて

申 請 者 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞

1 代理者 氏名	( )級建築士 ( ) 登録 電話	号 氏名	
2 設計者 氏名	( )級建築士 ( ) 登録 電話	号 氏名	
3 工事監理者 氏名	( )級建築士 ( ) 登録 電話	号 氏名	
4 工事施工者 氏名	建設業の許可 (大臣・知事) 第 (特・般) 号	会社名 代表者名	
5 建 築 場 所			
6 確認番号等	平成 年 月 日	第 号	
7 内 容	※変更前後の内容と計画変更とならないと判断できる根拠条文等をわかりやすく記入ください。		
※受付欄	※決裁欄		※処理欄
	課長	係	

(注意) 1 ※の欄は記入しないでください。

2 変更内容に関する図書には変更前の数値、形状を朱書きで明示ください。

(第 26 号様式)

# 仮使用認定申請書

(第一面)

建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号の規定による仮使用認定を申請します。申請にあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。

また、仮使用認定の申請に係る手数料として、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務手数料規程に定められた額を支払い、又は、確認申請若しくは計画変更確認申請に際して納入した仮使用認定予約金から充当されることに同意します。

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理 事 長 あて

平成 年 月 日

申請者氏名 印

設計者氏名 印

## 【仮使用認定を申請する建築物】

【確認済証番号】  住建  住建北 第 号

【確認済証交付年月日】 平成 年 月 日

## 【仮使用の概要】

---

---

---

---

---

---

- (注意) ① 申請者又は設計者の氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。  
② 数字は算用数字を用いてください。  
③ 仮使用の概要欄に記載しきれない場合は、別紙に記載し添付してください。  
④ ※印のある欄は記入しないでください。  
⑤ 建築基準法施行規則第 4 条の 1 6 第 2 項の規定による仮使用認定申請書の図書(施行規則別記第 3 3 号様式(第 1 面)を除く)を添付してください。

※ 受付欄	※ 消防局意見欄	※ 決裁欄	※ 認定番号
引受日	受付	課長	認定日
	局 消収 号 署 年 月 日		認定番号
	意見欄	係	<input type="checkbox"/> 住建 <input type="checkbox"/> 住建北
	※ 検査者		手数料
		円	※特記

(第 27 号様式)

## 仮使用認定引受証

平成 年 月 日  
第 号

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

平成 年 月 日付けであった仮使用認定申請について、下記のとおり引き受けることを承諾します。

引受けにあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。

### 記

- 引き受けた業務  
建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号の規定による仮使用認定
- 引き受けた業務の対象建築物の名称及び建築場所  
(名 称)  
(建築場所)
- 手数料等額及び支払期日
  - 金 額  
仮使用認定手数料 円
  - 支払期日  
平成 年 月 日
- 業務期日  
平成 年 月 日
- 特記事項

振込口座

(第 28 号様式)

## 仮使用認定照会書

第 号  
平成 年 月 日

消防長 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

Tel 078-252-2786

Fax 078-252-0096

建築基準法第7条の6第1項第2号に基づく消防関係法令意見照会書

下記建築物の仮使用についての消防関係法令に関する適合・不適合について照会します。

記

1. 建築主	
2. 建築場所	
3. 確認申請書消防受付年月日	年 月 日
4. 確認申請書消防受理年月日	年 月 日
5. 確認申請書消防番号	第 号
6. 仮使用認定申請書消防受付年月日	年 月 日 第 号
7. 照会条文消防	
(1) 消防法第9条に基づく	条例
(2) 消防法第9条の2に基づく	条例
(3) 消防法第15条及びこれに基づく危険物の規制に関する政令第39条	
(4) 消防法第17条並びにこれに基づく同法施行令及び条例	

課長	係長	主任	係

上記照会事項について、使用開始検査の結果、下記のとおりでしたので、回報してよろしいか。

1. 適合
2. 不適合 (理由 )

(第 29 号様式)

建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号の国土交通大臣が定める基準に  
適合しないと認める旨の通知書

第 号  
平成 年 月 日

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

別添の仮使用認定申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第 7 条の 6 第 1 項第 2 号の国土交通大臣が定める基準に適合しないことを認めましたので、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務規程第 4 5 条第 1 項の規定により通知します。

なお、この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内に〇〇〇建築審査会に対して審査請求をすることができます（なお、この通知を受けた日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。また、この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを被告として（訴訟において公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターを代表とする者は理事長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知又は裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

(理由)



(第 30 号様式)

## 中間検査引受証

平成 年 月 日  
第 号

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

平成 年 月 日付けであった中間検査申請について、下記のとおり引き受けることを承諾します。

引受けにあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。

### 記

- 引き受けた業務  
建築基準法第 7 条の 4 第 1 項の規定による中間検査
- 引き受けた業務の対象建築物の名称及び建築場所  
(名称)  
(建築場所)
- 手数料等額及び支払期日
  - 金額  
中間検査手数料 円
  - 支払期日  
平成 年 月 日
- 業務期日  
平成 年 月 日
- 特記事項

振込口座

(第 31 号様式)

## 完了検査引受証

平成 年 月 日  
第 号

建築主 様

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター  
理事長 印

平成 年 月 日付けであった完了検査申請について、下記のとおり引き受けることを承諾します。

引受けにあたっては、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款及び同確認検査業務規程を遵守します。

### 記

- 引き受けた業務  
建築基準法第 7 条の 2 第 1 項の規定による完了検査
- 引き受けた業務の対象建築物の名称及び建築場所  
(名称)  
(建築場所)
- 手数料等額及び支払期日
  - 金額  
完了検査手数料 円
  - 支払期日  
平成 年 月 日
- 業務期日  
平成 年 月 日
- 特記事項

振込口座

# 公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務約款

(責 務)

第1条 建築主（以下「甲」という。）及び公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター（以下「乙」という。）は、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（確認検査に係る申請書及び引受証を含む。以下同じ。）及び公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

2 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」という。）までに行わなければならない。

3 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

4 甲は、原則として建築基準法に基づく確認、中間検査（ただし、確認引受証に定められた業務の対象（以下「対象建築物」という。）の建設地を所管する特定行政庁の定める中間検査の対象建築物に該当する場合に限る。）、完了検査及び仮使用認定の全てを乙に申請するものとし、別に定める公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務手数料規程に基づき算定された確認申請手数料、検査予約金及び仮使用認定予約金を一括して支払わなければならない。

5 甲は、この契約に定めのある場合又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、対象建築物の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

6 甲は、乙が業務を行う際に、対象建築物及び対象建築物の敷地に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

7 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物の計画に関し、乙がなした建築基準関係法令への不適合の指摘に対し、速やかに図面の修正その他必要な措置をとらなければならない。

(業務期日)

第2条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

(1) 確認業務

下表中欄に掲げる区分に応じ、各右欄に定める期間内で確認引受証の記載日

①	消防長又は消防署長の同意を要するもの	確認引受日から14日以内
②	消防長又は消防署長の同意を要しないもの	確認引受日から7日以内

(2) 中間検査業務

特定工程工事終了日又は中間検査引受日のいずれか遅い日から4日以内の日（その日が規程第3条第2項に定める休日の場合は、その翌日）で、甲乙協議して定める。

(3) 完了検査業務

工事完了日又は完了検査引受日のいずれか遅い日から7日以内の日（その日が規程

第3条第2項に定める休日の場合は、その翌日)で、甲乙協議して定める。

(4) 仮使用認定業務

仮使用認定引受日から21日以内とする。なお、検査日は事務処理機関を考慮して、使用開始日の1週間以上前とする。

- 2 乙は、甲が前条第5項から第7項まで及び第4条第1項に定める責務を怠ったときその他乙の責めに帰することができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

(支払期日)

第3条 甲は、原則として、確認手数料、中間検査予約金、完了検査予約金及び仮使用認定予約金を一括して、乙が確認引受証により指定する期日までに支払うものとする。

- 2 中間検査予約金、完了検査予約金及び仮使用認定予約金は、乙が各検査の引受証を交付する際にそれぞれの検査の申請手数料に充当する。

(確認審査中の計画変更)

第4条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物の計画を変更する場合は、速やかに乙に変更部分の確認申請関係書類を提出しなければならない。

- 2 前項の計画変更が、変更に係る部分の床面積の合計が当初の計画の全体の床面積の3分の1を超える場合、構造の変更その他の大規模なものにあつては、甲は、当初の計画に係る確認の申請を取り下げ、別件として改めて乙の確認を申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第2項の契約の解除があつたものとする。

(甲の契約解除権)

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、正当な理由なく、第2条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない場合
- (2) 乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合
- 2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をしてこの契約を解除することができる。
- 3 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって乙に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
- 4 第1項の規定により契約を解除した場合において、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができる。
- 5 第2項の規定により契約を解除した場合において、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
- 6 第2項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、

その賠償を甲に請求することができる。

7 第2項の規定により契約が解除された場合には、乙は、甲に申請関係図書を返還するものとする。

(乙の契約解除権)

第6条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

(1) 甲が、正当な理由なく、第3条第1項に掲げる手数料を同項に定める支払期日までに支払わない場合

(2) 甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合

2 前項の規定により契約を解除した場合において、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

3 第1項の規定により契約を解除した場合において、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

(秘密保持)

第7条 乙は、この契約に定める業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、この契約に係る対象建築物の計画概要その他建築基準法及び規程で規定する事項をその建設地を所管する特定行政庁、建設地市町及びその他関係行政機関へ通知できるものとする。

(別途協議)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

(附則)

この約款は平成22年8月1日より施行する。

この約款は平成25年4月1日より施行する。

この約款は平成27年8月1日より施行する。